

2012年4月3日

フランス保証法における過大な個人保証の規制の法理

部会幹事

山野目 章夫

1 このメモの趣旨　まだユーロが法貨となっていない時代のフランスにマクロンという、とある企業の役員を務める人物がいた。彼がその企業の債務を保証するということになれば、その名前がフランスの消費者法、そして個人保証に対する規制の法制展開において記憶されることはなかったであろう。しかし、彼がその保証をし、そしてその履行の請求を受けて、これに抗して裁判を争ったことから、その名前を冠した判決は、そこで提示された法的構成が克服された今日においても、しばしば担保法の概説書において論及される。

このメモは、部会資料 36「第2」「8」の事項の調査審議の参考に供するため、この判決前後の経緯と今日のフランスの法制を紹介しようとするものである。

2 フランス保証法の全体構造　フランス法は、民法典において、「保証は、推定されない」という詩的な表現に始まって「保証は、明示でなければならず、また、約された範囲を超えて拡張することはできない」という規定を初発からもっていた（1804年の原始規定の2015条、現在の民法典2292条。なお、あわせて現行規定1326条参照。）。

この規定には二つの意義があるとされる。いずれも、効果の面で限界があるとはいえず、まず、一般的に保証契約における趣旨の不明確な文言は、保証人に有利に解釈されなければならない、という法律行為の解釈に関する指針を示すという意義があるが、より本質的であるものは、黙示の意思表示による保証の成立を認めることの否定という実質的な規律としての意義が認められる。この後者の趣旨は、「賃借人となろうとする者の父が賃貸人が求める身上書に明記され、そして、その父が数回にわたり月払の賃料を支払ったということがあっても、そのことは、その父が令息の保証人となったことを意味しない」というふうな例により説明される（Laurent AYNÈS, *Le cautionnement, série "connaissance du droit"*, Dalloz, 1991 p.47）。

このような規律をもつことから、フランス民法典は、もともと「欧米では伝統的に危険な契約の一つとされ」る保証（内田貴『契約の再生』〔1990年〕231頁）の問題性に対し鋭敏である側面をもっていたと評価することもできる（また、保証人の資力を問題とする現行規定2295条〔原始規定2018条〕、現行規定2296条〔原始規定2019条〕も参照）。

もともと、民法典の保証に関する規定が、それ以上に特段に保証人保護の多くの規律を擁しているものではない。また、上記で紹介した民法典2292条は、すくなくとも文言上、

自然人を保証人とする場合に適用範囲が限られるものでもないから、個人保証の問題性ということに特に問題関心が表明されていたとみることもできない。

背景をなす法律思考も、日本と大きく異なるものではなく、保証が保証人となろうとする者と債権者との契約により成立することが原則であることや、それが人的担保の一翼に分類されることも、日本と異ならない（ただし、いわゆる物上保証を通常の保証〔=人的保証〕と連続させて把握する傾向は、日本よりも強いように感じられる。本来は保証でない物上保証に保証の一類型であるかのごとき名辞を与えたのは、じつにフランスの法思考においてである。）

3 個人保証に対する規制／問題状況の見取図 自然人が保証人となる局面に着目して様々の法律的なコントロールが組織づけられるようになるのは、20世紀になってからのことである。その内容は多岐にわたる（部会資料 8-2〔石川博康〕の詳細な紹介、大澤慎太郎「フランスにおける保証人の保護に関する法律の生成と展開」比較法学 42 巻 3 号〔通巻 88 号、2009 年、早稲田大学比較法研究所〕52-7 頁の一覧表；Philippe MALAURIE et Laurent AYNÈS, *Les sûretés, la publicité foncière*, 5e édition, par AYNÈS et Pierre CROCQ, 2011, p.25 の一覧表）けれども、それらは、大きく分類するならば、保証の成立過程に着目するコントロールと、成立が認められる保証の内容の側面からみたコントロールとに分かれる。前者の代表例としては、自然人が私署証書である保証について、金額を含む保証文言を自書しなければならないとする消費法典 L313-7 条・L341-2 条などの規律がある。これは、手書ルールともよばれる。

4 過大な保証に対する規制／比例法理 自然人がする保証の成立過程に対する統制として手書ルールのようなものが置かれるのに対し、保証の内容に関するコントロールとしては、過大な保証の禁止がある。それは、別の表現としては、保証における〈比例〉の思想の支配というふうにも位置づけることができる。

(1) 前史／失権構成の限定的導入 この法理の発展には、若干の曲折があった。それは、まず、「消費法典における特例的な規律が……比例原則を課した」時期（Dominique LEGEAIS, *Sûretés et garanties du crédit*, 8e édition, 2011, numéro 170, p.159）から始まる。すなわち、1989 年 12 月 31 日附ロワは、現在の消費法典 L313-10 条に相当する規定を設ける改正をした。同条は、「金融機関が消費者与信または不動産与信に際して自然人との間で保証を締結する場合」に限定して（前掲部会資料 8-2）、そのような要件を充足する場合の債権者が、保証契約の締結の当時、その負担が、保証人となろうとする者の資産および収入に照らし明らかに過大である場合において、その保証人が請求を受ける時にその財産をもって債務を履行することが可能であるのでないときに、債権者が、保証人に対し保証の効力を主張することができない、と定めるものである。

この、保証の効力を主張することができない、ということの意義は、文理のとおり、債権者が保証を主張することができないものであるにとどまり、保証の効力を否定することができるものではない、という趣旨に解釈されている（破棄院第一民事部 1996 年 10 月 22 日判決）。このことは、のちに紹介する現行の消費法典 L341-4 条についても異ならない。保証契約が無効であるのではなく、いわゆる失権 (*déchéance* [失効と訳されることもある]) の効果が生ずるものである。後述(5)において過大保証規制の効果の問題として、あらためて取り上げることにする。

(2) いわゆるマクロン判決／損害賠償構成 消費法典 L313-10 条が限定された領域で過大保証を規制する役割を担ったのと併行して、「判例が、一般的な射程で比例原則を是認した」ということもみられた。そのような意味において、同条は、その後の判例展開の「先触れ」をなしたとみることもできる（引用は、LEGEAIS, *op.cit.* numéros 170 et 172, p.159 et 161 ;この判決それ自体およびその射程の理解に微妙な影響を及ぼした後続の判例であるいわゆるナウム Nahoum 判決 [破棄院商事部 2002 年 10 月 8 日判決] について、金山直樹「フランス契約法の最前線／連帯主義の動向をめぐって」加藤雅信ほか編・野村豊弘先生還暦記念論文集『二世紀判例契約法の最前線』[2006 年] 554 頁、能登真規子「保証人の『過大な責任』／フランス保証法における比例原則」名古屋大学法政論集 227 号 [2008 年、加藤雅信教授退職記念論文集] 380 頁の表 1 から 4 および同 6、大澤・前掲 64-7 頁)。

a) 判決の概要 その判例こそ、頭書に紹介したマクロン氏の事件にほかならない。

この事件は、企業の経営者であるマクロン氏が、その企業の債務を保証したところ、その企業に対し裁判上の更生手続（倒産手続）が開始し、主たる債務者から弁済を得る見込みが得られないことから、債権者がマクロン氏に対し保証債務の履行を求めるものである。日本の法律思考に即して描くならば、保証債務の履行請求権が訴訟物になった事案に相当する。

原判決は、「マクロン氏が、20,000,000 フランの手形保証をしたものであるが、これは、同人の月収が 37,550 フランであって、また、財産の額が 4,000,000 フランに満たないことと明らかに均衡を失っている」とし、「本件銀行は、手形保証人の財産および収入と均衡したものでない手形保証を徴求した過責 (*faute*) がある」とし、この過責に係る損害賠償の額が 15,000,000 フランであるとして、この損害賠償の債務とマクロン氏が負う保証債務とが相殺されるとするところから、本件銀行の請求を一部のみ認容した。これに対し、マクロン氏が破棄申立てをし、また、債権者が附帯破棄申立てをしたものである。

破棄院商事部は、原判決の認定判断を支持し、これらの両方を棄却した（1997 年 6 月 17 日判決）。

b) 判決が提示する法的構成の分析 ここで原判決が、債権者の過責に基づく損害賠償

責任があるとする際の同責任の法的性質が、不法行為責任であるか契約責任であるかは、当面の論議において決定的な意味をもつものではない。債権者の損害賠償責任という発想が、融資者が負う義務の違反を強調する考え方から示唆を得たものであるとみられることから、契約責任と考えることができる。半面において、保証契約が成立したことを前提としてそれに基づき債権者が負う義務を問題としているものではなく、事案の状況において上記内容の保証契約をしたこと自体が過責に当たる、としていることなどから推すならば、不法行為責任を考えているとみることもできなくはない（おそらく不法行為責任であろうと判例を理解する趣旨の記述は AYNÈS et CROCQ, op. cit., numéro 298, p.135 ; 契約責任であるとするものは Pascal ANCEL, Droit des sûretés, 4e édition, 2006, p.52, 2011 年の第 6 版も同じ, p.68 ; より客観的な整理として、能登・前掲 393 頁注 58)。

重要であることは、債権者の損害賠償責任を認めるという手法をもって、過大保証をコントロールしようとしたことである。その手法には、二つの点で問題があった。

まず、この手法によったのでは、保証成立時の事情のみが斟酌されることになる、という問題がある。保証成立時には保証人の資産や収入に照らし過大であるとみられるとしても、その後の保証人の資力に大きな増殖がみられ、保証債務の履行を請求する段階において苛酷な結果にならないとみられる際にも、債権者の権利行使は掣肘を受けるべきであるか。また反対に、保証成立時は潤沢な資力であったと認められる場合において、のちに資力が悪化していったという場合の解決のありようも、あわせて問題意識をもっておくことが求められる（後述(4)末尾参照）。

また、損害賠償責任を認め、それにより成立が認められる賠償債務と保証債務とが相殺されるとするのが判決の論理構成であるが、はたしてマクロン氏は、賠償金を手にしたかったものであるか（当面の主題とは異なる問題についてであるが、大澤「フランスにおける金融機関の融資取引に関する義務と責任」早稲田法学 86 巻 1 号〔2010 年〕99 頁が、類似の論議を紹介する）。彼は、単に保証の履行義務が減免されることを欲したにすぎない。保証債務を負わせたことが損害であるとする考え方であるから、裁判所が認める賠償の額が保証債務を上回ることは普通は考えられないことである（破棄院第一民事部 2007 年 12 月 20 日判決参照）が、拡大して生じた損害などが問題となって、かりに賠償額と保証債務の額の大小が逆になることがありうるとしても、その場合にあって賠償金の積極の支払を本件銀行に命ずるまですることが必要であり、また、適当であるか、は評価が分かると想像される。

もつとも、これらの問題があることは、たしかであるとしても、このマクロン判決が、過大な個人保証の規制という課題において、上記の消費法典 L313-10 条のような限定された領域から踏み出し、しかも経営者保証という微妙な題材にまで保証の比例法理を及ぼそうとした意欲は、まちがいに評価に価する。そこでは、過大保証の問題に限られず、融資をする金融機関が負う様々の義務違反について損害賠償の責任を課せられる、という一般的な考え方が発達を遂げてきたことも、背景を構成する一つの事情として看過されては

ならない。

マクロン判決が提示する法的構成に問題が残るとしても、それらは、さらなる判例法理の彫琢や立法者の関与により克服されることでよかったものである。はたして、フランス法の実際の発展は、後者の立法的解決により得られた(当面の主題である保証に関し次述(3)以下、ほかに、取得した担保一般の過大性を牽制しようとする商法典 L650-1 条の 2008 年 12 月 18 日附オルドナンス 1345 号による規定整備)。

(3) 現行法の状況／損害賠償構成の克服と失権構成の一般的採用 すなわち、やがて 2003 年 8 月 1 日附ロワ 721 号により、消費法典に L341-4 条が追加され、これが、自然人を保証人とする保証に関する比例法理の到達点となる。同条は、

消費法典 L341-4 条 (2003 年 8 月 1 日附ロワ 721 号による改正後の規定)

事業者である債権者は、自然人が締結した保証契約で、その締結の当時、保証人となろうとする者の債務負担が、同人の資産 (biens) 及び収入 (revenus) に照らし明らかに過大であるものについては、その保証人が請求を受ける時に同人の財産 (patrimoine) をもってその債務に応ずること (faire face) ができる場合を除き、その保証契約を主張すること (se prévaloir) ができない。

というものである。

過大性の二つの判断要素のうち「資産」は、固定資産を中心とする財産の意味であり、とくに訳出にあたり注意すべき点はないが、ここでは、いちおう biens と patrimoine に異なる和語を充てることとして、「資産」としておく。これに対し、「収入」は、文脈上、固定資産のようなものを含まない流動性のものであり、すくなくとも包括的所得概念で理解される所得とは異なるから、所得でなく「収入」の訳語を充てるものとする。

また、保証債務の履行請求を受ける局面で登場する faire face は、affronter や parer と同系統の語義のものであり、債務負担に堪えることができる資力があると認められることをいう。

くわえて、過大であるとされる保証の効果を表現する部分も、後述(5)で指摘する事項に留意して慎重に訳出しなければならない。法文が採用した表現は「明瞭なものではない」とも評されるし (Gaël PIETTE, Droit des sûretés, sûretés personnelles, sûretés réelles, à jour de l'ordonnance du 23 mars 2006 sur les sûretés, 2006, p.46)、「対抗することができない」というふうに訳することもできないものではない。しかし、対第三者関係でなく契約当事者間の法律関係の表現としては適切でないと考えられる (同様の観点から、洗練

に欠けると評価しなければならない法文の例として、日本では、借地借家法 38 条 4 項がある。)。効果の内容的考察として対抗可能性で理解することの適否を含め、法文の *se prévaloir* の理解をめぐっては、Michel CABRILLAC, Christian MOULY, Séverine CABRILLAC, Philippe PÉTEL, *Droit des sûretés*, 8e édition, 2007, numéro 333 p.211, notamment note 369.

(4) 保証の過大性の判断枠組　ここに紹介した消費法典 L341-4 条のもとの過大保証に対する規制には、マクロン判決が採用した法的構成と比較して、大きな二つの特徴がある。二つとは「ひとつは債務負担に対する評価の基準時であり、あとひとつは過大な債務負担の効果に関わる」(Nathalie SAUPHANOR, *L'influence du droit de la consommation sur le système juridique*, Bibliothèque de droit privé, tome 326, 2000, numéro 72, p.50 ; 消費法典 L313-10 条との比較の行論における記述であるが、L341-4 条との比較においても同じことである)。

まず、「債務負担の成立の時のみならず、債務負担の実行の時においても、債務負担の過大である性格が評価される」。両方が考慮される、ということ、さらに誤解がないように精密に描写するならば、半面において「たとえ、保証契約の締結時において、保証債務と保証人の資産および収入との間に明白な不均衡があるとの評価がなされたとしても、その後、保証人の資力が改善し、保証契約履行時において当該保証契約を履行できる状態にあることを債権者が証明することができれば、本条〔原文にいう本条は L313-10 条であるが、L341-4 条との比較においても同じことである〕には反しない」(大澤・前掲・比較法学 42 巻 2 号〔通巻 87 号、2009 年〕86-7 頁、注記は山野目)。

また他方において、単に保証債務の履行請求時の苛酷性のみならず、保証契約締結時における過大性を要件とするのは、それゆえにこそ、その保証契約が成立の段階から、内在的に問題を含んでいたという整理が可能になるからであり、そうでなければ、債権者が保証を徴求した行動には何ら問題がなかったとされざるをえない。なお、保証契約締結の当時に客観的に過大な保証であったとみられる場合においても、債権者は、収入と資産に関し保証人となろうとする者が提供する情報の真偽を確かめる義務を負わない(パリ控訴院 2009 年 2 月 26 日判決)から、保証人となろうとする者の情報提供が適切でなかったことにより過大性を認識することができなかった場合は、L341-4 条が適用されない。保証契約当時の過大性が否定されて同条が適用されない場合には、むしろ保証債務履行請求時の債権者の権利行使により保証人の生活が破綻に陥るのではないか、という見地から、部会資料 8-2 で紹介されている民法典 2301 条(1998 年 7 月 29 日附ロワによる当時の民法典 2024 条の改正)の適用問題などとなる。

(5) 過大な保証の効果　消費法典 L341-4 条が適用されて、保証が過大であると認められる場合において、債権者は、保証人に対し権利行使をすることができなくなる。また、

効果は、そこにとどまる。保証が無効 (nullité) となるものではない (「保証人に課せられる債務負担を主張する権利を奪う」にとどまる旨、トゥールーズ控訴院 2006 年 5 月 9 日判決)。一般にフランスの学説は、この事態を失権 (失効、déchéance) とよぶ。失権とは、権利喪失 (perte de droit) であり (Raymond GUILLIEN et Jean VINCENT, Termes juridiques, 11e édition, sous la direction de Serge GUINCHARD et Gabriel MONTAGNIER, 1998 ; PIETTE, La sanction du cautionnement disproportionné, Droit et Patrimoine, numéro 127, juin 2004, p.46)、その語感を付度して言うならば、権利行使が阻止される事態にほかならない。

このような事態を観念することは、けっして法律思考として奇異なことではない (Christian ATIAS, Propos sur l'article L341-4 du code de la consommation, D2003, chronique, numéro 2, p.2620 は、売買など他の法領域においても、この手法が用いられることを紹介する)。

日本においても、たとえば次のような論議がみられる。「保証債務を自然債務あるいは執行できない債務にして、本気で保証人としての責任をとるという意味を持っており、かつ、経営している会社の債務を保証するというような、保証人となるについての合理的・客観的状況があったということを債権者が立証できた場合にのみ強制執行できるという感じがいいのではないかと思います」(松本恒雄・発言・シンポジウム「消費者契約法の 10 年」2011 年度日本私法学会大会、2011 年 10 月 10 日)。これは、個人保証に対する規制の在り方として、要件の次元では必ずしも同一の問題意識を基盤とする論議ではないけれども、考えられている効果に関する限り、かなりフランス法の〈déchéance〉に近いものとして注目に価する。

(6) 保証の過大性の具体的な判断事例 消費法典L341-4 条の適用としてされる過大性の認定判断がフランスの裁判実務上どのようにされているか、一瞥しておくとするならば (保証人の資産および収入ならびに債務額を一覧にして詳細に比較する総合判例研究としては、Olivier CUPERLIER et Alain GORNY, L'engagement disproportionné de la caution : après la loi numéro 2003-721 du 1^{er} août 2003 sur l'initiative économique : réflexions et statistiques, J.C.P.,entreprise et affaires, 2004, 1475 がある)、いずれもパリ控訴院の後記①・②・③の裁判例は保証の過大性を肯定した事例であり、また、④のオルレアン控訴院の判決は否定例である。また、裁判所の認定判断の実際を観察しておく意味において、肯定例の後記⑤のレンヌ控訴院判決を原文のまま掲げておく。

① パリ控訴院 2009 年 10 月 22 日判決 保証契約を締結した年の収入が 25000 ユーロ以下であり、かつ扶養する一人の子をもつのに、15 万ユーロの限度で自分が経営する企業の債務の保証人となった者が、明らかに過大な債務を負担したと認定判断した例。

② パリ控訴院 2009 年 4 月 9 日判決 主たる債務者である企業の二人の創立者を保証人とし、保証額が 59,955 ユーロに達する場合において、保証契約当時に保証人の一方は毎月の収入が 1,600 ユーロであるが、その後に職を失い、また、他の一人は毎月の収入が 1,000 ユーロであるときに、債権者である銀行の主張によるとその後に二人の収入に若干の改善がみられるとしても、保証が過大である評価せざるをえないとする事例。

③ パリ控訴院 2008 年 7 月 3 日判決 資産がなく、毎月の収入が 2,000 ユーロである者がした 115,000 ユーロの保証が、明らかに過大であるとする事例。

④ オルレアン控訴院 2008 年 6 月 26 日判決 保証契約締結時に保証人が申し述べたところによると、年収として、報酬が 19,300 ユーロであり、有価証券収入が 4,900 ユーロであり、そして不動産収入が 9,300 ユーロであるという場合においてした 18,000 ユーロの保証は過大であるとみることはできないとする事例。

⑤ レンヌ控訴院 2008 年 3 月 21 日判決 同判決は、「ソフィ・ノルマンが援用する消費法典 L341-4 条の規定によるならば、事業者である債権者は、自然人が締結した保証契約で、その締結の当時、その債務負担が、保証人となろうとする者の資産および収入に照らし明らかに過大であるものは、その保証人が請求を受ける時にその債務に応ずることができる場合を除き、これを主張することができないとされることを考慮して、

本件保証が締結された日、すでにソフィ・ノルマンは、その状況を改善することができない会社がした借入の返済を担保するため 2003 年 5 月 15 日にしていた保証により 72,000 ユーロを限度額として同じ銀行に対し債務を負担していたこと、そして、2003 年 4 月に記録されていた同女の 23,000 ユーロの貯蓄は保証人としての従前債務のために使い果たされることが強く危惧されていたことを考慮して、

2003 年にあって、同女は、その申告したところによると、5,949 ユーロの収入を得ていたこと、したがってソフィ・ノルマンの保証の債務負担の額と同女の資産および収入とのあいだに明らかな不均衡が存することを考慮して、

ソフィ・ノルマンは、サン・エルブレインのアトランティック・ウエスト・ロケーション社の従業者として、実質の受取額で月額 1,600 ユーロの支払を受けていたこと、そして、賃金からすることができる貯蓄が、2003 年 5 月 15 日の保証による同女の債務負担から生ずる債務に使い果たされるものであって、また、同女が管理する二つの民事不動産組合が活動しておらず、他に不動産を有しないことから、上記の日に同女がその債務に応ずることができる財産を有していたものとは認められないこと、始審裁判所が、本件銀行が主張する保証が失権したものとして、法定利息により額が増えた 10,000 ユーロの支払を請求する同行の請求を棄却したことは相当として是認することができることを考慮して」、同請求を棄却した第一審判決に対する本件銀行の控訴を棄却した。

(7) 到達点の要約 法制上の位置づけを与えられ、裁判実務上も豊富な実例をもつ比例法理の到達点は、フランスの民法学説上、

「保証人は、保証の権利実行により、破滅にまで至ることがある。保証人の債務負担が無限であったり、それが保証人の返済能力を越えたりする場合において、保証人は、終生にわたり債務を負うことすらある。最近まで、保証というものが専ら債権者の利益において理解されていたことから、この帰結は、受容することができるものと認められてきた。今日にあって、契約関係における均衡ということが徐々に追求されてきている。保証に関しては、債権者の保護が、ゆきすぎたものになってはならないと考えられる。かくしてフランス法において、比例原則が課せられることとなる。したがって、債権者が保証を徴するにあたり、濫用にわたってはならない。債権者は、過剰である性質をもつ保証に応じさせてはならない。保証人に求められる債務負担の範囲は、保証人の収入および財産と均衡したものであるべきである」

という要約を与えられている (LEGEAIS, op.cit. numéro 170 , p.159)。

(8) フランス法制の概観が恵む示唆 そこから、当面の部会審議において得られる示唆は、多岐にわたると考えられるが、さしあたり二つのことのみを強調しておこう。

a) 成立過程に対するコントロールと内容規制との役割分担 第一は、個人保証に対する規制は、何より、その内容に対する規制を伴ってこそ初めて規制としての本質的な意義を発揮すると考えられる。過大な保証の禁止は、まさに過大であるという内容に着目する規制にほかならない。成立過程における規制は、それもあってよいが、そのみで実効的な規制になるとは考えにくい。手書ルールのようなものは、話題性があるし、象徴的な意義をもつものとして、あってもよい規律ではあるが、それで個人保証に起因する諸問題の抜本的な解決が得られるとすることは、楽観が過ぎる。これを日本で導入しても、債権者は根気よく保証人となろうとする者が自書することを待つであろうし、保証人となろうとする者も、ときに律儀に応じてしまうのではないか。そもそも自書することに特殊な文化的背景をもつフランスの規律を日本に導入しても、同じ効果は得られないと考えられる (就職の際に作成する書類はしばしば自書により作成することを求められ、それにより雇主は候補者の人柄を推し量るし、小切手に 3 千 5 百ユーロと自書する際には千を複数にせず、百を複数にするというふうに文法的に精確な表記ができるかどうかで、その人の教養水準が観察される。彼国で自書は、いわば人格をかけてするものであり、そうであるからこそ保証文言を自書させることに特段の効果が期待される。)

b) 保護されるべきものは消費者か個人か 第二は、その保証内容に関するコントロールは、民法の普通的規律として設けられるべきである。フランスの過大保証規制がたまたま消費法典のなかに置かれているのは、民法典と消費法典の役割分担が技術的に日本と異なる側面があるからであるにすぎない。

そのフランスにおいて、さらに過大な保証の規制に関する規律を民法典に統合することを提言する動きもみられる（部会資料 36 別紙比較法資料 14 [石川]、また、いわゆるグリマルディ委員会のこの問題に関する立法提案活動、ANCEL, *op.cit.*, p.52, PIETTE, *Droit des sûretés, précité*, p.47)。融資者の損害賠償責任というフランスの特長といってもよい機縁から出発し、判例によって育まれてきた過大保証規制の法理は、立法者の関与により判例の変遷ないし動揺を克服し、今日、より一般的な地平を有するものとしての発展を遂げた。「法的保護は、もはや消費者に限定されるものでなく、すべての自然人が保護を受ける」ことへの注目（ATIAS, *op.cit.*, numéro 1, p.2620）は、この発展の正当な要約的描写である。思い起こされてよいこととして、頭書に登場したマクロン氏は、彼が経営する会社の事業のために保証をしたものであり、それにもかかわらず、その保証の過大性が破棄院において問擬された。大切であることは、保証人が事業者であるか消費者であるか、ではなく、その保証人が、尊重されるべき個人として、多くは家庭をもち、家計を担う生活者であるという視点でなければならない。その生活者のために適切な保証の規律を組織づけることができるかどうかは、今般民法改正事業の性格規定に関わる重みをもつ。